

基 本 プ ラ ン

(需給契約条件 [低圧])

令和元年10月 1 日 実施

九電みらいエナジー株式会社

基本プラン（需給契約条件〔低圧〕）

目 次

1	対象のお客さま	1
2	契 約 種 別	1
3	基 本 プ ラ ン S	1
4	基 本 プ ラ ン M	3
5	基 本 プ ラ ン L	4
6	そ の 他	6
附	則	7
別	表	8

1 対象のお客さま

この需給契約条件〔低圧〕（以下「この契約条件」といいます。）は、電灯または小型機器を使用され、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県
および静岡県（富士川以東）

2 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

- (1) 基本プラン S
- (2) 基本プラン M
- (3) 基本プラン L

3 基 本 プ ラ ン S

(1) 適 用 範 囲

契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(2) 契 約 電 流

イ 契約電流は、30アンペア，40アンペア，50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 需要地一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、需要地一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付

けないことがあります。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件〔低圧〕（以下「供給条件」といいます。）別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	794円43銭
契約電流40アンペア	1,059円24銭
契約電流50アンペア	1,324円05銭
契約電流60アンペア	1,588円86銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円76銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円67銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円01銭

4 基本プランM

(1) 適用範囲

契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(2) 契約電流

イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ 需要地一般送配電事業者は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、需要地一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件〔低圧〕（以下「供給条件」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流30アンペア	726円00銭
契約電流40アンペア	968円00銭
契約電流50アンペア	1,210円00銭
契約電流60アンペア	1,452円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の300キロワット時までの1キロワット時につき	23円73銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	26円48銭

5 基本プランL

(1) 適用範囲

契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(2) 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

イ) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

の電圧は、200ボルトといたします。

- (ロ) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ロ イによりがたい場合には、負荷設備の容量等を基準として、当社とお客さまとの協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	2 4 2 円 0 0 銭
---------------------	---------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の300キロワット時までの 1 キロワット時につき	2 3 円 7 3 銭
300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	2 6 円 4 8 銭

6 そ の 他

- (1) 当社は、供給条件18（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。

なお、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

- (2) お客様が希望される場合で当社が認めたときは、検針の結果等を紙面により郵送することがあります。この場合、当社は、実費を申し受けるものとし、原則として、料金とあわせて支払っていただきます。
- (3) この契約条件に定めのない事項については、供給条件によるものといたします。

1 実 施 期 日

この契約条件は、令和元年10月 1 日から実施いたします。

2 消費税法の改正にともなう経過措置

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年 8 月22日法律第68号）第 5 条第 2 項の適用を受ける、令和元年 9 月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月 1 日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年 9 月30日政令第317号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、この契約条件によらず、平成30年10月 1 日実施の契約条件によります。

別 表

1 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃 料 費 調 整 単 価 適 用 期 間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

ニ 燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	2 3 銭 2 厘
-------------	-----------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により，お客さまにお知らせいたします。

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は，次のとおりといたします。

イ 基本プラン S

第 1 段階料金適用電力量＝120キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第 2 段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ 基本プランMおよび基本プラン L

第 1 段階料金適用電力量＝300キロワット時

$$\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお，第 1 段階料金適用電力量とは，最初の300キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) (1)によって算定された第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は，1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1

位で四捨五入いたします。

(3) 供給条件17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \quad \text{は、} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。